国税不服審判所組織規則及び財務省組織規則の一部を改正する省令

（国税不服審判所組織規則の一部改正）

第一条　国税不服審判所組織規則（昭和四十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（国税審査官） **第三条**　国税不服審判所に、国税審査官百七十四人以内を置く。 2　［略］	（国税審査官） **第三条**　国税不服審判所に、国税審査官百七十五人以内を置く。 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（財務省組織規則の一部改正）

第二条　財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、その標記部分が同一のものは改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものはそれぞれ改正後欄に掲げる規定として移動し、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（監査室及び管理室並びに会計調査官、予算企画専門官、主任会計事務効率化専門官及び契約専門官） **第四条**　会計課に、監査室及び管理室並びに会計調査官、予算企画専門官、主任会計事務効率化専門官及び契約専門官それぞれ一人を置く。 ［2～11　略］ 12　主任会計事務効率化専門官は、命を受けて、会計課の所掌事務のうち会計に関する事務の効率化その他専門的事項を処理する。 13　［略］ （業務調整室並びに地方連携推進官、人事調整官及び人事専門官） **第五条**　地方課に、業務調整室並びに地方連携推進官、人事調整官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び人事専門官それぞれ一人を置く。 ［2～6　略］ 7　人事専門官は、命を受けて、財務局の職員の採用試験並びに教養及び訓練に関する事務の調整に関する事務を処理する。 （主計事務管理室及び主計企画官） **第十条**　総務課に、主計事務管理室及び主計企画官二人以内を置く。 ［2～6　略］ （デジタル基盤統括室及びシステム協力専門官） **第十六条**　総務課に、デジタル基盤統括室及びシステム協力専門官一人を置く。 2　デジタル基盤統括室は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一・二　略］ 3　デジタル基盤統括室に、室長及び電算システム専門官二人を置く。 ［4・5　略］	（監査室及び管理室並びに会計調査官、予算企画専門官及び契約専門官） **第四条**　会計課に、監査室及び管理室並びに会計調査官、予算企画専門官及び契約専門官それぞれ一人を置く。 ［2～11　同上］ ［項を加える。］ 12　［同上］ （業務調整室並びに地方連携推進官及び人事調整官） **第五条**　地方課に、業務調整室並びに地方連携推進官及び人事調整官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）それぞれ一人を置く。 ［2～6　同上］ ［項を加える。］ （主計事務管理室及び主計企画官） **第十条**　総務課に、主計事務管理室及び主計企画官一人を置く。 ［2～6　同上］ （事務管理室及びシステム協力専門官） **第十六条**　総務課に、事務管理室及びシステム協力専門官一人を置く。 2　事務管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一・二　同上］ 3　事務管理室に、室長及び電算システム専門官二人を置く。 ［4・5　同上］